

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当に関する事務では、事業の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても計画に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

福岡市長

公表日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当の認定請求の受付、資格審査、支給決定、手当の支給等の事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表に規定される主務省令第44条に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 父母指定者からの認定請求の受付、資格審査等 2 受給資格者からの認定請求の受付、資格審査等 3 額改定請求の受付、資格審査等 4 現況の届の受付、審査等 5 受給者の氏名、住所変更にかかる事務 6 消滅の届の受理、審査等 7 未支払い請求の届の受理、審査等
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバ、申請管理システム（サービス検索・電子申請機能）、業務共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条（利用範囲）別表第81項（児童手当）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（情報提供の根拠） ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、利用特定個人情報に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項（42、125、141、161） （情報照会の根拠） ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（106、107）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局こども健やか部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL 092-711-4129 FAX092-733-5619
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 こども未来局こども健やか部こども家庭課 TEL 092-711-4238 FAX092-733-5534
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども家庭課長 三浦 隆	こども家庭課長 金子 りか	事後	人事異動に伴う記載内容の変更であり、重大に変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務③事務の名称	児童手当システム, 統合宛名システム, 中間サーバ	児童手当システム, 統合宛名システム, 中間サーバ, サービス検索・電子申請機能	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始のための変更。
平成29年8月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども家庭課長 金子 りか	こども家庭課長 草場 信秀	事後	人事異動に伴う記載内容の変更であり、重大に変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成29年5月26日時点	事後	しきい値時点修正に伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	2. 取扱者数	平成27年6月30日時点	平成29年5月26日時点	事後	しきい値時点修正に伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月26日時点	2018/5/18	事後	しきい値時点修正に伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	2. 取扱者数	平成29年5月26日時点	2018/5/18	事後	しきい値時点修正に伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年1月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付システム, 統合宛名システム, 中間サーバ	母子父子寡婦福祉資金貸付システム, 統合宛名システム, 中間サーバ, 業務共通基盤システム	事前	システム再構築(基本設計まで完了)に伴う変更。
平成31年1月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長役職	こども家庭課長 草場 信秀	こども家庭課長	事後	様式変更における内容変更のため、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年1月31日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月18日時点	平成31年1月15日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年1月31日	2. 取扱者 いつ時点の計数か	平成30年5月18日時点	平成31年1月15日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年1月31日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更における内容追加のため、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年8月7日	2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	しきい値時点修正に伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年8月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(26, 30, 87)	(26, 30, 87, 106)	事後	記載内容の訂正であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年8月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	特定個人情報	事務	事後	記載内容の訂正であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26, 30, 87, 106) (別表第二における情報照会の根拠) 情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74, 75)	②法令上の根拠 番号法第19条第8号、別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26, 30, 87, 106) (別表第二における情報照会の根拠) 情報照会者が「市町村長」の項のうち事務に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74, 75)	事後	法令上の根拠をより明確にするものであり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第8号、別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、30、87、106) (別表第二における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75)	②法令上の根拠 番号法第19条第8号、別表第二、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第9条 (別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、30、87、106) (別表第二における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75)	事前	情報照会先の追加により、法令上の根拠を追記するものであり、重要な変更にあたらない。
令和4年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③システムの名称 児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、業務共通基盤システム	③システムの名称 児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー、申請管理システム(サービス検索・電子申請機能)、業務共通基盤システム	事前	
令和7年5月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の概要 児童手当法に基づき、児童手当の認定請求の受付、資格審査、支給決定、手当の支給等の事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一に規定される主務省令第44条に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 父母指定者からの認定請求の受付、資格審査等 2 受給資格者からの認定請求の受付、資格審査等 3 額改定請求の受付、資格審査等 4 現況の届の受付、審査等 5 受給者の氏名、住所変更にかかる事務 6 消滅の届の受理、審査等 7 未支払い請求の届の受理、審査等	②事務の概要 児童手当法に基づき、児童手当の認定請求の受付、資格審査、支給決定、手当の支給等の事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表に規定される主務省令第44条に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 父母指定者からの認定請求の受付、資格審査等 2 受給資格者からの認定請求の受付、資格審査等 3 額改定請求の受付、資格審査等 4 現況の届の受付、審査等 5 受給者の氏名、住所変更にかかる事務 6 消滅の届の受理、審査等 8 未支払い請求の届の受理、審査等	事後	番号法の改正による、法令上の根拠を変更するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年5月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)別表第1の56項(児童手当)	法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)別表第81項(児童手当)	事後	番号法の改正による、法令上の根拠を変更するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第8号、別表第二、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第9条 (別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、30、87、106) (別表第二における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75)	②法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第9条 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、利用特定個人情報に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(42、125、141、161) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(106、107)	事後	番号法の改正による、法令上の根拠を変更するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 こども未来局こども部こども家庭課	①部署 こども未来局こども健やか部こども家庭課	事後	担当部署名の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年5月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 こども未来局こども部こども家庭課 TEL 092-711-4238 FAX092-733-5534	連絡先 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 こども未来局こども健やか部こども家庭課 TEL 092-711-4238 FAX092-733-5534	事後	担当部署名の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	評価対象の事務の対象人数は何人が 【10万人以上30万人未満】	評価対象の事務の対象人数は何人が 【30万人以上】	事後	しきい値判断実施に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計数か 令和2年7月1日	いつ時点の計数か 令和6年10月1日	事後	しきい値判断実施に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年5月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	【基礎項目評価書及び重点項目評価書】	【基礎項目評価書及び全項目評価書】	事後	しきい値判断実施に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月1日	IV リスク対策 8. 人手を介させる作業	-	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か【十分である】 判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式の改定に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年5月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	【○】全項目評価または重点項目評価を実施する	事後	様式の改定に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。